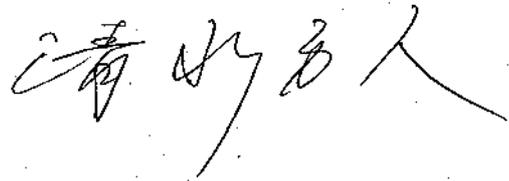


さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の  
基準に関する条例及びさいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営  
の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 **3** 月 **16** 日

さいたま市長

A handwritten signature in black ink, appearing to read '清水 芳人' (Shimizu Yoshito), written in a cursive style.

さいたま市条例第17号

さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及びさいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年さいたま市条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附則 1～5 [略] <u>(児童福祉法等の一部を改正する法律附則第6条第3項の条例で定める日)</u> 6 <u>児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第6条第3項の条例で定める日は、令和9年3月31日とする。</u>	附則 1～5 [略]

(さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年さいたま市条例第55号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p data-bbox="231 241 319 273">附 則</p> <p data-bbox="151 282 331 313">1～9 [略]</p> <p data-bbox="175 322 798 392"><u>(児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項の条例で定める日)</u></p> <p data-bbox="151 400 798 504"><u>10 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第3条第4項の条例で定める日は、令和9年3月31日とする。</u></p>	<p data-bbox="901 241 989 273">附 則</p> <p data-bbox="817 282 997 313">1～9 [略]</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。